

2 基金からのお願い

加害者のある災害の場合、前図のように被災職員は、

- ①加害者に対する損害賠償請求権
- ②基金に対する補償請求権

の両方を取得することになります。

基金支部では、このような場合、**原則として加害者に対する損害賠償の請求を先に行っていただく**（たとえば交通事故の場合、相手方の自賠責保険をまず使用するなど）ことにしています。

加害者に資力がないとか、被災職員の過失が大きい等の事情により、基金の補償を先に受けた場合は、公務災害又は通勤災害の認定請求時にあらかじめ申し出てください。（**基金の補償が先行した場合、その範囲で後日、基金が加害者に求償することになります。**）

いったん示談を結ぶとその後の出費がたとえあつたとしても、やり直しができません。すぐに示談書をと리카わしたり、事故現場で、口頭で了承を与えたりすることは、あとあと問題を残すことになりますので注意してください。
示談をしようとするときは、必ず事前に基金支部に連絡協議してください。

不服申立てについて

公務災害・通勤災害の認定や補償の決定に不服のあるときは、地方公務員災害補償基金京都府支部審査会に審査請求をすることができます。審査請求ができるのは、処分があつたことを知った日の翌日から60日以内です。